

7. (Gno.11) ドイツ刑事判例研究 (ドイツ刑法研究会)

代表：曲田 統

1986/10/24 (承認) 1987 年度 (開始)

【研究の目的】

日本の刑法学の発展に寄与するためには、ドイツ刑法学の理論面のみならず、判例実務の動向をも的確に押さえることが必要である。本研究会は、このうち特に後者を重視し、ドイツの刑事判例の中から、特に日本刑法学に対して示唆的な諸判例を選び、各判例の事実および理由を正確に訳出し、判例・学説上の意義を明らかにすることを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる社会情勢の影響により、通例の頻度・実施形態で研究会を開催することはできなかった。下記のとおり、研究会の開催は、オンラインにより 1 回となった。なお、代表者が在外研究中にあることから、研究会は、鈴木彰雄所員の主催によって実施された。

学術雑誌

秋山 紘範 「ドイツ刑事判例研究(100)業としての自殺援助禁止の違憲性」『比較法雑誌』54 巻 4 号 (2021 年 3 月)

口頭発表

2020 年 10 月 10 日 秋山 紘範 「ドイツ連邦憲法裁判所 2020 年 2 月 26 日判決「業としての自殺援助禁止規定の違憲性」」